

てよし、今時洛邊の僧侶衣を脱て露地に入、又は茶を點す、是皆遊僧のならばす所か、法に背きみ  
だり也と云べし、

〔客之次第〕一年の内に主君或は大名貴人などの口切の御茶可被下約束ありて、自然延引有て五  
六月までも相のびて、壺をとりよせ口切あらば、あつくとも上にひとへ物きるなり、亭主ももち  
ろん著事本なり、

一九月十月までもふろの茶ならば、上にかたびらきるなり、是によつて春秋の堺の時分には、か  
たびらひとへ物、或はあわせにても、うす綿入の小袖にても用意してもたする事よし、

一夏冬ともに、たびははくべしと紹鷗申されし也、夏はあせあり、不慮に茶ある事あり、其時はあ  
たらしきたびにてもぬぎすて、あしあらひよくぬぐいて數寄屋に入ものなり、

〔細川茶湯之書〕一禮狀遣候か、自身參て一禮申時相客衆をとふべし、略○中先きる物袴肩衣帶手  
拭下帶以下迄、新敷は上々、古くは洗ても不苦也、

一はながみ扇せきだ、此類は佗人も新敷が吉、

一刀脇指下緒つか以下迄も、ほこりを取あらたむるが心よし、

一金銀をちりばめても、よごれたるは不可然也、人によりて、古小袖、そさうなるはかみこぬの木  
綿、これも不苦、但よごれたるは悪し、又立允公へ御すきにて六庵御相伴にて被參候に、木綿の單  
物上に著候へば御意に入候、かみこ木綿など著申候も、佗人の事也、

〔茶傳集<sup>六</sup>〕一數奇の衣裳は何にても不苦、乍去昔はかちんの物を着せず、茶の道と差合故也、利休  
は黒き物着して可然由申たる也、昔は亭主の掛もの、表具の色杯に似たるもの着せず、當代は左  
様に吟味もなし、併今以貴人秘藏の掛物表具色合尋て、其色は着せざると將監申候、

一數奇屋へ道服着するもの共、不着物とも、利休に御尋不被成候、道服に若道具引掛る事も可有、